

第7回 登録を要しない要件「無償」③

事務連絡のなかの 登録不要例②

前号に引き続き、事務連絡『道路運送法における登録または許可を要しない運送の様態について』に書かれた登録不要の例をみていきましょう。

タイプ4：公的事業または必要性の高い付帯業務として行われる移送行為で、利用者負担が発生しない場合

市町村が全額公費で行う送迎事業や、授産施設やデイサービス施設等が施設利用者の無料送迎を行う場合（施設利用料以外に別途送迎料金を設定しない場合に限る）などが相当します。

補足1：委託は「有償（登録必要）」

無料で送迎を行っていても、その活動実態が事実上の業務委託である場合は「無償（登録不要）」に該当しません。例えば、A病院の透析患者の通院送迎を、A病院から委託を受けたBという団体が行っていると仮定します。経費はすべてA病院が負担し、利用者負担が0円だとしても、この場合Bは福祉有償運送の登録を行う必要があります。送迎事業を受託するためには道路運送法に基づく輸送許可または福祉有償運送の登録が必要です。

補足2：“会費”について

「入会金」や「年会費」等の名称による金銭の授受については、それらの“会費”が移送サービスの対価（利用料）とならない場合は登録不要であるという見解が示されています。

例えば「年会費」として利用者から受け取ったお金を、事務所の賃料など

会の運営資金にあてる限りは登録不要です。なぜならば、この「年会費」は移送サービスと直接関係の無い使われ方をしているからです。逆に、この「年会費」をボランティアに渡す日当にあてるなど移送サービス提供の費用をまかなうために使ってしまうと、「年会費」は移送サービスの対価とみなされます。“会費”が対価とみなされる場合、別途移送料金を設定していても「有償（登録必要）」となる可能性が発生します。

登録不要例は、あくまで“例”

事務連絡の登録不要例はいかがでしたか？ さて、様々な例が登場しましたが、事務連絡は最後に登録不要例はあくまで“例”であるという点を強調して終わります。そのうえで、運輸局及び運輸支局等に対し、「地域のボランティア活動を行っている団体等から有償の運送の相談を受けた場合には、積極的に応じる」ように指示しています。

確かに「無償」に相当するかどうかはケースバイケースであり、事務連絡も決定的な判断基準にはならないかもしれません。しかしながら、例であっても、この事務連絡は登録不要の根拠となる公的文書ですから、事務連絡の内容から逸脱した「無償」はまず無いと考えられます。登録不要例は「無償」のガイドライン的な存在と考えられるでしょう。

次回は…

「駐禁除外ステッカー」①